

道公営住宅等の社会福祉事業への使用許可に係る事務処理要領

第1 総則

(目的)

第1条 この要領は、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）第40条第1項に基づき道公営住宅等を社会福祉法人等へ使用許可する場合について必要な事項を定める。

第2 条例第40条第1項に基づく使用許可

(使用対象住宅)

第2条 使用対象とする住宅は、次に掲げる要件の全てを満たす道公営住宅等とする。

- 一 公募により入居者を募集したにもかかわらず入居者が募集した戸数に満たなかったことにより、空家住宅となった道営住宅等であること。
- 二 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令1号）第1条に規定する事業（以下「福祉事業」という。）の次の各要綱（以下「要綱」という。）に規定している設備を有する住宅であること。
 - ア 知的障害者地域生活援助事業実施要綱（平成元年5月29日付け児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙）
 - イ 精神障害者地域生活援助事業実施要綱（平成8年5月10日付け健医発第573号厚生省保険医療局長通知の別紙）

(使用計画)

第3条 道公営住宅等を使用した福祉事業を実施しようとする社会福祉法人等は、当該道公営住宅等を管理している総合振興局及び振興局の社会福祉課長又は管轄保健所長（以下「振興局社会福祉課等」という。）へ道公営住宅等の福祉事業への使用計画書（以下「計画書」という。）（別記様式1）に次の各号に掲げる資料を添付し提出するものとする。

- 一 社会福祉法人等の定款及び登記簿謄本
 - 二 要綱に定める運営承認申請書（写）
- 2 前項に規定する計画書を受理した振興局社会福祉課等は、計画書の内容審査を行い、事業内容が適正と認められるときは、同振興局建設指導課長（以下「振興局建設指導課」という。）と道公営住宅等の確保の可否について協議するものとする。なお、協議の結果、要綱に規定する設備を有する道公営住宅等の確保ができないと認められる場合は、振興局社会福祉課等が計画書を提出した社会福祉法人等へ通知（別記様式2）するものとする。
- 3 前項の協議において、道公営住宅等の使用が可能と決定した場合、振興局社会福祉課等は、当該計画書に記載された団地の道公営住宅等を福祉事業実施に係る使用予定住宅（以下「使用予定住宅」という。）として確保するため、振興局建設指導課へ依頼する。（別記3号様式）
- 4 前項の依頼書を受けた振興局建設指導課は、当該住宅を確保するため、募集を停止する住宅（以下「政策空家」という。）として指定するとともに、振興局社会福祉課等に通知する。（別記様式4）
- 5 前項の通知を受けた振興局社会福祉課等は、当該社会福祉法人等に使用予定住宅確保の通知（別記様式5）を行う。

(社会福祉法人等への指導)

第4条 振興局社会福祉課及び建設指導課は前条第5項で使用予定住宅を確保した旨の通知を受理した社会福祉法人等に対し、地域の実情に応じた方法により、既存入居者の理解が得られるよう努める旨指導することとする。

(道公営住宅の使用許可)

第5条 前条の説明会において、既存入居者への周知及び説明が終了した場合は、当該社会福祉法人等が道公営住宅等使用許可申請書(別記様式6)を振興局社会福祉課等へ提出し、同課において内容を審査後、振興局建設指導課に回付するものとする。

2 前項の道公営住宅許可申請書の回付を受けた振興局建設指導課は、当該申請書の内容の審査及び次に掲げる事項を確認し、道公営住宅等使用許可書(別記様式7)を振興局社会福祉課等を經由し、当該社会福祉法人等へ交付するものとする。

一 福祉事業の実施についての厚生省からの承認

二 申請内容と入居者等への説明内容

3 前項の道公営住宅等使用許可書を交付した振興局建設指導課は、その写しを添付し、使用開始後2週間以内に、建設部住宅局住宅課住宅管理担当課長へ報告するものとする。(別記様式8)

4 当該使用許可に係る期限は使用開始指定日から当該使用開始指定日の属する年度末日を越えない範囲で定めることとする。また許可期間を更新しようとする場合は、許可期限から1ヶ月前までに道公営住宅等使用許可申請書を振興局社会福祉課等へ提出しなければならない。

(厚生省の福祉事業の採択について)

第6条 新規の福祉事業の申請において、厚生省から事業承認がされないことを確認した振興局社会福祉課等は、直ちにその旨振興局建設指導課に通知(別記様式9)するものとし、当該通知を受けた振興局建設指導課は、使用予定住宅の政策空家を解除するものとする。

第7条 既に厚生省の承認を受けている福祉事業で、道公営住宅等を使用しようとするものは、第3条から第5条までの規定を準用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式 1
道公営住宅等の社会福祉事業への使用計画書

年 月 日

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長 様

法人等の 住所（電話）	住所： （電話 — — ）担当者名
バックアップ施設名	バックアップ施設がない場合は、具体的な支援方法を記載
世話人	氏名 住所
事業の開始予定時期	年 月 日から
入居人員	人
使用希望団地名	団地 (施設からの距離 km) (世話人住宅からの距離 km)

※ 使用する道公営住宅と世話人の距離は、原則 1 km以内の距離とする

別記様式 2

番 号
年 月 日

〇〇法人
代表者 〇 〇 〇 〇 様

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長

道公営住宅の社会福祉事業への使用計画書について
年 月 日付けで提出のあった標記計画書について、次の理由により道公営住宅を社会福祉事業の住宅として使用することができませんの通知します。
記

1 （該当する空家がない。）等

（〇 〇 係）

別記様式 3

番 号
年 月 日

〇〇総合振興局（振興局） 〇〇建設管理部建設行政室建設指導課長 様

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長

社会福祉事業の実施に係る住宅の確保について（依頼）

先に協議しておりましたこのことについて、次のとおり、道公営住宅を標記事業に係る使用予定住宅として確保願います。

記

- 1 使用予定住宅
団 地 名 :
- 2 使用者名
(社会福祉法人 〇 〇 会 理事長 〇 〇 〇) など
- 3 使用開始時期
年 月 日
- 4 使用に係る社会福祉事業名
(知的障害者地域生活援助事業) など

(〇 〇 係)

別記様式 4

番 号
年 月 日

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長 様

〇〇総合振興局（振興局）〇〇建設管理部建設行政室建設指導課長

社会福祉事業の実施に係る住宅の確保について（通知）

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり当該道公営住宅を標記事業の使用予定住宅として確保しましたので通知します。

記

- 1 確保（募集を停止）した住宅
団 地 名：
住 棟・室 名：
- 2 使用者名
（社会福祉法人 〇 〇 会 理事長 〇 〇 〇）など
- 3 使用開始時期
年 月 日
- 4 使用に係る社会福祉事業名
（知的障害者地域生活援助事業）など
- 5 その他
 - (1) 使用住宅の団地内の入居者等への説明会を開催するよう使用者への通知をお願いします。
 - (2) 当該社会福祉事業の申請において、厚生省から承認されない場合は、社会福祉事業に係る使用予定住宅としての確保を取り消します。

（ 〇 〇 係）

別記様式 5

番 号
年 月 日

〇〇法人
代表者 〇 〇 〇 〇 様

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長

社会福祉事業の実施に係る住宅の確保について

年 月 日付けで標記に係る計画書の提出がありましたが、次のとおり、道公営住宅を標記事業に係る使用予定住宅として確保したので通知します。

なお、当該道公営住宅に係る使用許可申請は、団地自治会等への説明会を開催後に提出願います。

記

- 1 使用予定住宅
団 地 名：
住 棟・室 名：
- 2 使用開始時期
年 月 日
- 3 使用に係る社会福祉事業名
（知的障害者地域生活援助事業）など
- 4 団地自治会等への説明会の開催
団地自治会等への説明会を開催日程等について協議願います。
- 5 厚生省からの事業承認について
当該社会福祉事業の申請において、厚生省から事業承認されなかった場合は、社会福祉事業に係る使用予定住宅としての確保を取り消します。

（ 〇 〇係）

別記様式 6

道公営住宅等使用許可申請書

年 月 日

〇〇総合振興局長(振興局長) 様

申請者 住所
氏名 〇〇法人
代表者

次により道公営住宅等の使用許可を申請します。

- 1 北海道営住宅の所在及び地番
- 2 北海道営住宅の名称、構造及び数量

名 称	道公営住宅 〇〇団地〇〇号棟〇〇号
構 造	
数 量	1戸 〇〇㎡

- 3 使用目的及びその用途
〇〇者地域生活援助事業に供する住宅として
- 4 使用希望期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 5 その他参考事項
・ (使用の理由)
- 6 添付書類
・ (社会福祉法人等の概要等) など

別記様式 7

道 公 営 住 宅 等 使 用 許 可 書

第 号指令

住所
申請者 氏名 ○○法人
代表者

年 月 日付け申請の道公営住宅等の使用は、次の条件を付して許可します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。

年 月 日

北海道○○総合振興局長（振興局長）

記

1 入居を許可する道公営住宅等

団地の所在地			
団地・住宅番号	団地	棟	号室
住宅の構造等	年建設	造	建 住戸専用面積

2 使用の許可を受けた者は、使用許可物件を○○地域生活援助（○○グループホーム）の建物として使用しなければなりません。

3 使用許可期間

年 月 日から 年 月 日

4 使用料

月額 円

5 住宅の使用に当たっては、北海道営住宅条例その他の法令等を遵守し、適正に使用してください。

(○○建設管理部建設行政室建設指導課○○係)

別記様式 8

番 号
年 月 日

建設部住宅局住宅管理担当課長 様

〇〇総合振興局（振興局） 〇〇建設管理部建設指導課長

道公営住宅の社会福祉事業への活用に係る使用許可について
このことについて、次のとおり使用を許可したので報告します。

記

1 使用住宅

団 地 名 :

住棟・室名 :

2 使用者名

（社会福祉法人 〇 〇 会 理事長 〇 〇 〇）など

3 使用開始時期

年 月 日

4 使用に係る社会福祉事業名

（知的障害者地域生活援助事業）など

5 その他

平成8年8月30日付け建設省住総発135号「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」の別記様式27の記以下を別紙に記載し提出します。

（ 〇 〇 係）

別記様式 9

番 号
年 月 日

〇〇総合振興局（振興局）建設管理部建設指導課長 様

〇〇総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課長

社会福祉事業の実施に係る住宅確保の取り消しについて（報告）

年 月 日付け 番号（別記様式4）で通知のあったこのことについて、厚生省から社会福祉事業として承認されなかったので報告します。

つきましては、当該通知による住宅の確保の取り消しを願います。

（〇 〇 係）